

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	伊勢市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、伊勢市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊勢市

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	伊勢市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務
②事務の概要	伊勢市福祉医療費助成に関する条例の規定に基づき、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下【1】【3】の事務に使用する。 【1】受給者の資格管理 1. 資格登録・喪失・変更の届出の受理、決定及び管理を行う。 2. 資格要件による資格認定・更新の審査を行う。 3. 受給者証の(再)交付又は資格喪失通知を行う。 【2】医療費の助成 1. 支給申請により審査、調整、医療費の助成決定を行う。 2. 助成決定の通知を行う。 【3】Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携 1. Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 2. 住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 3. 住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1. ひとり親家庭等医療費システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 宛名管理システム 5. Public Medical Hub(PMH) 6. 国保標準システム ※4、6については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。
2. 特定個人情報ファイル名	
1. ひとり親家庭等医療費(資格、助成)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1)情報照会の根拠 番号法第19条第9号 (2)情報提供の根拠 なし(伊勢市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務においては、情報提供の対象外)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 健康福祉部医療保険課 電話:0596-21-5554
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月5日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際は本人からのマイナンバー取得を徹底している。マイナンバーの取得についても本人からマイナンバーの提供を受け、真正性の確認を行っている。また住基ネット照会でのマイナンバー取得については身元確認を徹底した上で取得を行っている。いずれも複数人で確認を行い人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	申請書等の保管については、施錠できる書庫で保管しており、保存年限が経過した簿冊については、適正な廃棄を行っている。また、静脈認証とパスワードによりシステムへのアクセス権限を適切に管理していることから、対策は十分であると考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		令和7年3月27日より前の変更箇所は別に管理			
令和7年3月27日	I. 関連情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システム名称		・6. 国保標準システムを追加 ・ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用しているシステムを記載	事前	
令和7年3月27日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の判断か	令和6年8月26日	令和7年1月27日	事後	
令和7年3月27日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の判断か	令和6年8月26日	令和7年2月5日	事後	
令和7年3月27日	IV. リスク管理 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	
令和7年3月27日	VI. リスク対策 9. 監査		内部監査の追加	事後	
令和7年3月27日	VI. リスク管理 11. 最も優先度が高いとされる対策		項目の追加	事後	